

徳島県規則第五十一号

徳島県危機管理関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県危機管理関係手数料条例施行規則（平成十六年徳島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る規則で定める特定屋外貯蔵タンク）

第二条の二 条例別表第一の二の項の二の規則で定めるものは、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号。以下「府令」という。）第二十条の四第二項第三号に定める構造を有しなければならぬ特定屋外貯蔵タンクとする。

第三条第一号中「危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号。以下この号において「府令」という。）」を「府令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。